

## いじめ防止等の基本方針

### はじめに

すべての生徒は、かけがえのない存在であり、生徒が健やかに成長していくことは私たちの願いです。しかしながら、同世代の生徒がともに過ごす学校生活では、時にいじめが起これ、悲痛な思いをする生徒がいることも事実です。いじめは命の尊厳等、人権にかかわる問題です。どのような理由があろうとも、決して許される行為ではありません。

生徒をいじめから守るためには、教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめは卑劣な行為である」「いじめはどの生徒にも、どこにも起こりうる」という意識を持ち、教職員としての責任を自覚しなければなりません。私たちは、生徒が持つ人間関係上の諸問題に対し、真摯に向き合い、「いじめのない環境を作り出す推進者」であることを自覚し、皆が前向きな姿勢で、望ましい解消を目指し、話し合える空気が醸成されることを望みます。そして、いじめのない安心・安全な教育活動の推進のために、一層の努力を重ねていきます。

### 1 基本方針

本校の建学の精神は「誠の精神」である。これは「誠は天の道なり、是を誠にするは人の道なり」「汗は誠の結晶なり」という教えのもとに、広く社会に貢献する「真に生き生きとした道徳的、活動的、信念的人物」の育成を目指す人間教育である。そして、その建学の精神を基に、その行動方針を「誠実」「堅実」「着実」の三つの「実」ととらえ、本校の教育方針および目指す生徒像の基幹とし、生徒が、これからの社会に自信を持って羽ばたくことを目指し教育活動を進めている。そのためには、生徒一人一人が認められ大切にされる、いじめのない学校でなければならない。

このことを受け、本校では、いじめの防止および早期発見に取り組むとともに、生徒がいじめを受けていると思われるときは、組織的体制の中、適切かつ迅速な対処を行うことを基本とする。また、校内だけでなく、保護者はもちろんのこと、状況によっては児童相談所をはじめとする関係諸機関とも積極的に連携を取り合うものとする。

### 2 組織

いじめ防止等の対策のための組織として、「いじめ防止等対策委員会」を設ける。「いじめ防止等対策委員会」は、校長、副校長、教頭、生徒指導部長、保健・教育相談課長、学年主任、学級担任、養護教諭等で構成し、いじめ防止等についての対策の話し合いを推進していく。なお、管理職会議、運営委員会、生徒指導委員会、職員会議等で情報を共有する中で、いじめ防止等の対策が確実に推進されるようにする。また、必要に応じて心理・福祉の専門家や医師等外部機関からのアドバイスを受けることとする。

### **3 具体的防止策**

#### (1) いじめを防止するために

- 豊かな心や道徳心、望ましい人間関係を構築する能力を育てる。
  - ・学校生活全体を通して、道徳教育、人権教育の充実を図る。(SHR、LHR、授業、部活動等)
  - ・体験活動の充実を図る。(学校行事、生徒会活動等)
- 生徒が主体的に取り組む場を意図的に設定し、生徒の自尊心や自己肯定感を育成する。
- インターネットを通じて行われるいじめ等に効果的に対処することができるよう対策の推進を図る。  
また、必要な啓発活動を行う。
  - ・講座や講演会を実施する。(情報モラル講座等)
- 教職員の資質向上を図る。
  - ・生徒一人一人が活かされた、わかる授業づくりに努める。
  - ・生徒理解に努めるとともに、人間関係について適切に把握する。
  - ・いじめ防止のための研修等を実施する。
- 保護者との連携
  - ・いじめ防止等についての協力を求める。(各種通信、ほけんだより等)

#### (2) いじめを早期発見するために

- 生徒との信頼関係を深め、安心して相談できる体制を整備する。
- 生徒の様子を常に把握するように努め、生徒の些細な変化やサインに気付くように努める。
- 二者面談(年に二回)、三者面談(年に一回以上)を実施し、生徒の理解に努める。
- 年に一回、学校生活(いじめ等を含む)に関するアンケートを実施する。
- 保健室、カウンセラー等も含めて教職員間の連携を密にする。

#### (3) いじめに早期に対応するために(いじめに適切に対処するために)

- けんかや悪ふざけ等、いじめと疑われる行為を発見した場合は、必ずその場でその行為を制止する。
- 生徒や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合は、速やかに学年主任、管理職、保健・教育相談課長に連絡し、組織で対応する。
  - ・被害生徒、加害生徒、傍観していた生徒等、一人一人に対して複数教員で面談する。
  - ・いじめの状況を明確にする(いつ、どこで、誰が、誰に、どんなことを、どれくらい等)。
  - ・被害生徒の気持ちを最優先にする。
  - ・加害生徒、傍観していた生徒に対して、いじめであることを自覚させる。
  - ・加害生徒に対しても、安心して学校生活を送ることができるよう、全教職員で配慮する。
  - ・養護教諭やスクールカウンセラーとの連携を積極的に図る。

- 「いじめ防止等対策委員会」の開催
  - ・調査から得た情報から、必要に応じて「いじめ防止等対策委員会」を開く。
  - ・学校としての今後の基本方針を決定するとともに共通理解を図る。
- 保護者への連絡
  - ・調査から得た情報を、被害生徒、加害生徒およびその保護者に適切に提供する。
  - ・学校としての今後の指導方針を適切に伝える。
- 関係機関との連携
  - ・静岡県私学振興課、私学協会、学校設置者へ連絡する。
  - ・触法行為が認められる場合、背景に虐待等が原因と考えられる場合は、関係機関と連携する。
- 加害生徒、傍観していた生徒への適切な指導（二次指導）
  - ・加害生徒およびその保護者が事実を認め、再発を防止することを最大の目的とする。
  - ・被害生徒（保護者）が安心できる環境をつくる。
  - ・傍観していた生徒をはじめ、状況により学級や学年等への指導も行う。
- 経過観察（再発防止）
  - ・被害生徒に対して、日常的な声掛け、定期的な面談、積極的な家庭連絡等を行う。
  - ・加害生徒に対して、生活の様子等の観察を行い、声掛け、友人関係の調整を行う。
  - ・いじめを傍観していた生徒や学級全体に対して、LHR、SHR等を通してより良い集団となるための取り組みを行う。
  - ・いじめがなくなり、被害生徒が安心して学習、生活ができるようになるまで、保護者や関係機関と連携を取りながら継続的な支援をしていく。

#### **4 重大事態への対処**

重大事態とは（いじめ防止対策推進法第二十八条）

- ・被害生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・いじめにより相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ・明らかに触法行為であると認めるとき。

- 「いじめ防止等対策委員会」を直ちに開き、適切な対応をする。
- 保護者に必要な情報を提供する。
- 関係機関等に必要な情報を提供して援助を求める。
- 静岡県知事、静岡県私学振興課、私学協会、学校設置者等に報告する。

## いじめへの対処に係わる流れ

いじめの疑いに関する情報

↓ 生徒、保護者

↓ 教職員 (→学年主任等→副校長)

静岡県私学振興課 ⇄ **校長** ⇄ 学校設置者  
(静岡県知事) 報告 ↓ 協議

随時開催

《いじめ防止等対策委員会》

管理職 生徒指導部長 保健・教育相談課長  
学年主任 養護教諭 関係教職員

連携

⇄ 〈管理職会議〉  
⇄ 〈運営委員会〉  
⇄ 〈生徒指導委員会〉  
⇄ 〈職員会議〉

↑

〈専門家〉…スクールカウンセラー 校医  
顧問弁護士 所轄警察等